前漢後半期の外戚と官僚機構

藤田高夫

はじめに
一　内朝の諸官
(1)　加官とその性格
(2)　武帝期の内朝と霍氏政権
二　内朝と外戚
三　前漢後半期の官僚機構と外戚の輔政
むすびにかえて

はじめに

両漢の政治史を一見すれば分かるように、漢代ほど外戚の権力が強かった時代はない。幾度も外戚政権が立ち現われては「専権」をはたらき誅滅を繰り返している。

かかる外戚政権は、「専権」「外戚の禍」という言葉が示すように皇帝支配體制の中で否定的に評價されてきた。無論、外戚が結局は皇帝一元支配と相容れぬ面を持ち、それゆえに誅滅されていくことはそのとおりであって、外戚が政治に關與することの危險性は漢代人にも十分に認識されていた。にもかかわらず、外戚政権は連續して立ち現われては「外戚の禍」をくりかえす。かかる現象は、もはや外戚政権の成立を單にその權勢欲・榮達欲から説明することを許さない。

逆に漢代の皇帝支配體制の内部に、外戚の政治關與を必然的に招來する要因が存在するのではないかという視角が可能になる。そしてその要因の解明は、ひいては漢代の皇帝支配の特質を解明するための一端緒となりうるであろう。

漢代の外戚に關しては、東晉次氏に一連の論考がある。[1] 氏の考察は後漢に關するものが多いが、後漢初期の外戚專權が見られなかった時代にすでに皇帝支配とは別の次元で外戚を中核とする勢力が準備されていたことを指摘し（東a）、さらに、後漢中期の竇氏（東b）・鄧氏（東c）についてのケーススタディでは當時の官界における地方の比重差に外戚政權の要因を見ようとする。さらに氏は「貴戚政」なる概念を提唱し、前漢の霍氏政權以降の政治史は皇帝制と「貴戚政」との相互的あるいは相克的な關係を主動因として展開するという展望を示された（東d）。

しかしながら、そこに示された氏の外戚論は、考察の對象が後漢を中心としたものであることから分かるように、後漢の政治史上における外戚政權の性格を前漢まで擴大していこうとする傾向が窺え、「貴戚政」という概念も、後の貴族制を強く意識することから生じたもので、漢代（特に前漢）の外戚政權を漢代獨自の政治構造の中で把握するという點ではいまだ不滿の殘るものとなっている。

そこで本稿では、外戚が皇帝支配體制内で果した役割を解明するために、考察の時期をひとまず前漢後半に限定する。これは前漢前半の外戚の活動が個人としてのそれにとどまるのに對し、[2] 後半に至って族的廣がりを持った集團として活動し始めるからである。また、分析の對象としてこの時代の政治構造上顯著な存在である内朝を取り上げる。それは外戚の族的廣がりの官僚機構内における場が内朝だからである。

ところで、漢代の内朝の問題は、すでに漢代史の常識となった觀があるほどに研究蓄積のある分野であり、勞榦氏[3]の先驅的研究以來、增淵龍夫氏[4]・西嶋定生氏[5]の研究によって、内朝の出現が前漢政治構造上の一大變化であることはほぼ定說化している。東氏の外戚論も前漢に關しては西嶋氏の霍氏政權の分析に全面的に依據している。[6] しかしながら、近年冨田健之氏が再び内朝を取り上げて定說への疑問を投げかけているように、[7] 霍氏政權を念頭においた從來の内朝理解では、外

戚政權が當該時期の政治構造の中で擔った機能を解明する上で問題が生じてくる。そこで本稿でもまず內朝を取り上げて、その歷史的性格を檢討することから始めねばならない。

一　內朝の諸官

今日「內朝」と呼ばれることが一般であるが、史料上にはむしろ「中朝」として現われてくることの方が多い。例えば、「中朝者」（『漢書』卷八三・朱博傳、以下『漢書』からの引用は卷數と列傳名などを擧げるにとどめる）、「將軍中朝臣」（卷八六・師丹傳）、「中朝二千石」（卷六六・楊敞傳）といったごとくである。この中朝が如何なる範圍を指し、どのような機能を有していたのかという問題については、『漢書』百官公卿表（以下、百官表と略記）にも『續漢書』百官志（以下、百官志と略記）にもこれを直截に述べた記事が見られないため、從來からの研究は、卷七七・劉輔傳に見られる孟康の次のような注が出發點となってきた。

中朝は內朝なり。大司馬・左右前後將軍・侍中・常侍・散騎・諸吏を中朝と爲し、丞相以下六百石に至るを外朝と爲すなり。

ここで孟康は、「中朝」が丞相以下の官僚機構、すなわち外朝とは別個のものであることを指摘し、さらに「中朝」に含まれる官を列擧しているわけだが、この孟康の注が十全でないことはすでに指摘されている。そもそも孟康の注は、劉輔傳中の「是に於て中朝の左將軍辛慶忌・右將軍廉褒・光祿勳師丹・太中大夫谷永俱に上書して曰く……」という部分に對して與えられたものであるが、左右將軍である辛慶忌・廉褒はいま措くとして、光祿勳・太中大夫はいずれも孟康の「中朝」に含まれる官ではない。この點に關しては劉奉世が「蓋し時に給事中・侍中・諸吏の類と爲る」と述べ、錢大昕も[8]「太中大夫谷永も亦た給事中を以ての故に朝者の列に與かるを得たれば、則ち給事中も亦た中朝官なり」と論じているように[9]、師丹・谷永が「中朝」の臣とされるのはその本官の故ではなく給事中などを兼領していたためであると考えられ

る。事實、この兩者は侍中・給事中を加えられていることが確認できる。(10)

さらに孟康の擧げた侍中以下の官はいずれも加官とされるものである。

侍中・左右曹・諸吏・散騎・中常侍は皆な加官なり。加うる所或いは列侯・將軍・卿大夫・將・都尉・尙書・太醫・太官令より郎中に至る。員亡く、多きは數十人に至る。侍中・中常侍は禁中に入るを得、諸曹は尙書の事を受け、諸吏は擧法を得、散騎は騎して乘輿車に並ぶ。給事中も亦た加官、加うる所或いは大夫・博士・議郎、顧問應對を掌り、位、中常侍に次ぐ。（百官表）

加官という點を中朝官の一つの共通項とするならば、孟康の擧げた官に諸曹（左右曹に同じ）と給事中を追加しなくてはならない。

ところで、孟康は中朝官として以上のような加官群の他に、大司馬と左右前後將軍を擧げていた。大司馬は前漢において、綏和元年（前八）から建平二年（前五）の閒と元壽二年（前一）以降の短期閒を除いて、必ず大將軍・車騎將軍などの將軍號に冠される官であった。(11) したがって、孟康は中朝官としての將軍と加官との二つの範疇を考えていたことになる。兵權を握る將軍については後述することとして、侍中以下の加官について、いま少し詳しく檢討してみたい。

(1) 加官とその性格

侍中が禁中に入ることを許された官であることは、百官表に見られたが、宦官のごとく禁中に止まり得たものではなかったようである。百官志・侍中の條に蔡質の漢儀を引いて次のようにいう。

又た侍中は舊と中官と俱に禁中に止まる。武帝の時、侍中莽何羅刃を挾み謀逆す。是より侍中禁外に出で、事有れば乃ち入り、畢われば卽ち出づ。王莽政を秉るや、侍中復た入りて中官と共に止まる。章帝の元和中、侍中郭擧後宮と通じ、佩刀を拔き上を驚かしむ。擧誅に伏し、侍中是より復た外に出づ。

莽何羅の事件は武帝紀によれば後元元年（前八八）のことであるから、武帝の末年から王莽に至るまで、侍中は禁中に止まり得なかったわけである。しかし、右の記事にも見えるように、「有事乃入」の権限は有していたのであり、それは侍中史丹が元帝の臥内に入った例から確認しうる。(12) また侍中を加官されたものは外戚・功臣の子弟など皇帝ときわめて近い関係にあったものが大部分であることを考え併せると、「出禁外」も一時的な措置であった可能性も残る。いずれにせよ、侍中は「入りて天子に侍す」「左右の近臣」であった。(13)

このように側近官としての性格を明らかに有する侍中には、また別の権限があったようである。『太平御覽』巻二一九職官部一七・侍中の條に引く『漢舊儀』には

侍中、員無し。或いは列侯・將軍・衛尉・光祿大夫之と爲る。非法を擧ぐるを得。

と見え、「擧非法」という彈劾権を持っていたことをいう。ここで注意すべきは百官表では「諸吏得擧法」として、これを諸吏の権限と解している點である。そうすると、「擧非法」「擧法」の権限は、侍中・諸吏ともに保持していたのであり、いずれかが排他的に有していたものではないことになる。さらに諸吏について、應劭は

百官表、諸吏は法を擧げ劾を案ずるを得。職は御史中丞の如し。武帝初めて置く。皆な兼官にして、加うる所或いは列侯・將軍・卿大夫之と爲る。員無きなり。（成帝紀・建始元年條注）

といい、「擧法」の権限が、「公卿の奏事を受け、劾を擧げ章を按ずる（百官表）」御史中丞のそれと重なることを指摘する。

かかる職掌の重複現象は、彈劾権のみに止まらない。上奏の取り次ぎに關して百官表では「諸曹受尚書事」とあり、もっぱら諸曹の職掌とするが、百官表の加官を列擧した部分に引く晉灼の注には

漢儀注、諸吏・給事中は日に上りて朝謁し、尚書奏事を平し、分かちて左右曹と爲す。

とあり、諸吏・給事中が上奏傳達に關與したことをいう。ただし、この記事には若干問題がある。それは『初學記』巻一

二、『通典』巻二一、『太平御覽』巻二二一は同文を引いて「給事中、日上朝謁、平尚書奏事」あるいは「諸給事中、日上朝謁、平尚書奏事、分爲左右曹」などに作り、もっぱら給事中の説明としている點である。(14) 晉灼注の「諸吏」が衍字なのか、あるいは「諸曹」の誤りなのか、にわかには斷定しがたいが、次のような史料がある。

元帝崩じ、成帝位に卽く。……(張禹を)拜して諸吏・光祿大夫・秩中二千石・給事中と爲し、尚書の事を領せしむ。(卷八一・張禹傳)

數年にして(孔光)諸吏・光祿大夫・秩中二千石・給事中に遷り、黃金百斤を賜わり、尚書の事を領す。(卷八一・孔光傳)

いずれも、諸吏・給事中を加官されたものが尚書の事を領している。また、宣帝卽位時に「平尚書事」となった于定國の本官は光祿大夫であるが、この光祿大夫は給事中を加官されることが非常に多く、于定國にも給事中が加えられていた可能性が高い(卷七一・于定國傳)。さらに、侍中・中常侍に關して次のような例がある。

是の時、上(=成帝)初めて卽位し、謙讓して政を元舅大將軍王鳳に委ぬ。議者多く焉に咎を歸す。(谷)永、鳳の方に柄用せらるるを知り、陰かに自ら託せんと欲し、乃ち復た曰く、……語、露わすべからず。願わくは具さに言う所を書し、侍中に因りて陛下に奏し、以て腹心の大臣に示されよ、と。(卷八五・谷永傳)

會ま息夫躬・孫寵等、中常侍宋弘に因りて上書して、東平王雲の祝詛を言う。(卷八六・王嘉傳)

この二例は、職掌とは言い難い面もあるが、侍中・中常侍が上奏の取り次ぎにあたっているのである。

このように、上奏傳達には、百官表のいう諸曹のみならず、他の加官も關與しえたことが確認される。百官表は、加官の職掌を整然と分別して述べているが、さきの彈劾權と併せて考えるならば、現實には加官の職掌は百官表のごとく分化していたものではないということになろう。

次に、こうした加官と皇帝との親近性を見ておこう。禁中に入ることを許された侍中・中常侍が側近官であることは贅

言を要しないし、顧問應對を掌る給事中も同様である。給事中を加官されたものは、その本官として光祿大夫・太中大夫・諫大夫など論議を掌る官を有していたものが壓倒的に多く、かかる有能な官僚を拔擢して皇帝に近侍させるという意圖があったことが窺えよう。

諸吏については、卷六六・楊惲傳に

惲、幸いにも九卿諸吏・宿衞近臣に列し、上の信任する所にして政事に與聞するを得たり。

とあり、皇帝との親近性を證しうる。左右曹については、『漢舊儀』(15)に「左曹、日上朝謁、秩中二千石」「右曹、日上朝謁、秩中二千石」の二條が見えるのみだが、同じく『漢舊儀』(16)に

五官（中郎將）は光祿勳に屬す。上りて朝謁するを得ず。左右曹・諸吏を兼ぬれば、上りて朝謁するを得。

とあって、左右曹・諸吏を加官されてはじめて朝謁が可能であったことをいう。朝謁に重要な意味があるとは考え難いが、これが一種の特權であることからすれば、皇帝との親近性を窺うことはできよう。最後に散騎を取り上げるが、これは加官中最もその具體像を把握し難いものである。百官表が「騎並乘輿車」と述べる散騎について顏師古は「騎して散從し、常職無し」と注し、『太平御覽』卷二二四職官部二二・散騎常侍の條所引の『漢官儀』も「散騎は馬に騎して乘輿車に並び、可を獻じ否を替う」といい、いずれも皇帝行幸の際には騎乘して近侍することが知られるのみである。乘輿車に隨從したことから重用される機會を得る可能性があったため、次第に顯官となっていったことは想像しうるが、行幸での近侍以外に散騎たることが如何なる意味を持ったのかは明らかにしがたい。

ところで、こうした加官は重複して付與されることが多いが、その重複のパターンから、加官を次の二群に分けることが可能である。

A　侍中・中常侍・給事中

B　諸曹・諸吏・散騎

A群の官とB群の官とが重複して加えられる例は「諸曹・侍中」（巻六八・霍光傳）、「光祿大夫・左曹・給事中」（巻四五・息夫躬傳）、「諸吏・光祿大夫・給事中」（巻八一・張禹傳）、「散騎・諫大夫・給事中」（巻三六・楚元王傳附劉向傳）など、『漢書』中に頻見する。またB群の中で相互に重複して與えられる例も「諸吏・左曹・光祿大夫」（百官表・建始三年の條）、「光祿大夫・諸吏・散騎」（巻七一・平當傳）など、若干見られる。しかし、A群の侍中・中常侍・給事中が重複する例は一例も見出せない。これらA群の官がすべて皇帝の左右に侍り、顧問應對にあたるものであってみれば、A群の官を重複して授けることは無意味であろう。

同時にかかる加官の重複のパターンから、次のような推論が可能である。すなわち、加官を付與する目的は第一にA群の側近の侍臣を創出することにあり、B群の官を付與することとはその重要性において差異があったのではないか、ということである。さらに推測を重ねれば、A群とB群との重複した付與が、すでに指摘した加官の職掌の重複とも關連するであろう。つまり、A群の近侍の官に、「擧法」「受尚書事」という職能をもつ（百官表の記述）B群の官が重複して與えられることによって、これらの職能がA群に屬するものと認識されるにいたり、結果的に加官の職掌の未分化として史料上に現われてくるのではないかとも考えられるのである。

もう一點、ここで指摘しておかねばならないことがある。それはこうした加官群において相互の統屬關係を窺わせる記事は見出し難いという點である。百官表には「給事中も亦た加官、……位、中常侍に次ぐ」とあるが、これはあくまでも班序を示すに過ぎず、中常侍が給事中を配下に從えていたという意味では決してない。先のA群・B群の分類も、皇帝との親近性の差異ではありえても統屬關係を示すものではない。だとするならば、加官群は職掌未分化のまま相互に統屬關係を持たずに皇帝に近侍した側近官僚集團と規定しうるであろう。かかる側近官の性格は、その成立期においてすでに胚胎されたものである。節をあらためて檢討しよう。

(2) 武帝期の内朝と霍氏政權

錢大昕は前漢における中朝の成立について次のようにいう。

……然れども、中外朝の分、漢初蓋し未だ之有らず。武帝始めて嚴助・主父偃の輩を以て、直に入り明を受け、謀議に與參せしむれども、其の秩尚お卑し。衞青・霍去病、貴幸せらると雖も、亦た未だ丞相・御史の職事を干さず。昭・宣の世に至り、大將軍の權、中外を兼ね、又た前後左右將軍を置き、內朝に在りて政事に與聞し、而して庶僚より侍中・給事を加うる者、皆な自ら託して腹心の臣と爲せり。此れ西京朝局の變、史家未だ之を明言せざるも、讀者推驗して得べきなり。(17)

錢大昕は中朝の成立を「昭・宣の世」すなわち霍氏政權出現以降と考えているが、同時にその萠芽が武帝期にあることを指摘している。

武帝期に出現した側近官僚群については、冨田健之氏にすでに專論がある。(18) 冨田氏の理解はおおよそ以下の様である。嚴助・主父偃らは、武帝自身によってその才能を認められ侍中・給事中を加えられて側近官僚群を形成した。さらに武帝は彼らを公卿との辯論の場に送り込んで武帝の意志に反する立場をとるものを論破することによって、自らの意志の貫徹をはかった、と。氏の理解は、武帝期に加官を付與することで創出された側近官の機能とその意義を明らかにしたもので、これら側近官が「皇帝との人格的結合關係によって皇帝に近侍」するという指摘も本稿のこれまでの考察と合致し、武帝期に關しては附け加えるべき點はない。しかし、かかる側近官僚群の性格は、武帝死後も變化しないのであろうか。相互に統屬關係を持たぬまま、武帝と直接結びつくことによって存立していた側近官僚群は、武帝の死によってその結節點を失うことになるからである。この問題は次に立ち現われる霍氏政權に對する理解とただちに關連する。(19)

武帝の遺詔によって上官桀・金日磾らとともに後事を託された霍光は、金日磾死後、燕王旦の謀反によって桑弘羊・上

官桀が誅殺されると、内外の權力を手中にして、「政事は壹に光に決す」る（卷六八・霍光傳）強大な霍氏政權が出現した。霍氏の權力は、昭帝死後に後嗣として迎立された昌邑王賀を、品行修まらざるを以て廢位しうるほど絶大なものであり、この閒の事情は、西嶋定生氏がすでに詳述したところである。[20]

かかる霍氏政權の權力基盤は、強大な軍事力を背景に、政權の中樞部を掌握したことにあるとされる。[21] 軍事力についてみれば、自らの副と恃む張安世を右將軍（のち車騎將軍）とし、霍光の故吏である趙充國を後將軍に、女婿の范明友を度遼將軍としたほか、衞尉・胡騎・越騎・羽林などの兵を一族・姻戚に領せしめ、自らは大將軍としてこうした兵力を掌握していた。さらに霍光は、故吏杜延年を太僕・右曹・給事中、兄の孫霍山を奉車都尉・侍中、姉の婿張朔を給事中・光祿大夫とし、「昆弟諸婿外孫皆な朝請を奉じ、諸曹大夫・騎都尉・給事中と爲」（卷六八・霍光傳）して、側近官にその一黨を送り込んだ。

こうした構造をもつ霍氏政權の出現は武帝期に萠芽的に現われた「内朝」の性格を大きく變化させた。その一つは、機構上の統屬關係を持たなかった側近官僚群に、血緣的紐帶が導入されたことである。親近者が多く「内朝」に給事することによって、一つの集團として機能する契機が與えられたわけである。さらに、この集團の中核に位置したのが霍光自身であったことは、幼少の昭帝に皇帝親政を望みえないという特殊事情のもとでの現象であったとしても、武帝期の萠芽的内朝には見られなかった性格を以後の内朝に付與することになった（この問題は次章で再び觸れることにする）。

もう一點は、政權の中樞部における軍事的色彩の濃厚化である。これも元來武帝死後の政情不安定を乘りきるための措置であったろうが、結果的に大將軍以下の諸將軍が政權中樞に組み込まれることとなった。錢大昕も指摘していたように武帝期の將軍が政治介入を行なっていないことに比較すると大きな變化であるし、前漢後半期の外戚政權が霍氏政權の故事を踏襲していくことを想起すると、この變化はきわめて意味深いものであると言わねばならない。

ところで、本章のはじめに引用した孟康の注では、内朝官として將軍と加官を擧げていた。加官群は武帝期から機能し

始めているが、將軍が中樞部で政治に關與し始めるのは、右に述べたように霍氏政權以降のことである。そこで本稿で内朝と稱する場合は、將軍と加官群とを含めた集團を指すこととする。このように定義するのは、『漢書』中には「將軍中朝臣」（卷八六・師丹傳）、「將軍中朝者」（卷八六・王嘉傳）のごとく、將軍と「中朝」を區別して記述した例が見られるからである。

ではかかる内朝にはどのような人閒が充當されるのであろうか。次に内朝の構成の問題を中心に檢討して行くことにする。

二　内朝と外戚

前章で、武帝期の側近官が辯論の場で武帝の意志に沿わないものを論破する機能を有したという冨田氏の理解を紹介したが、こうした側近官は當然論議に秀でた俊才が選ばれたことは容易に推察しうる。武帝がかかる側近官を有したことは後に故事として踏襲されたようである。それは

是の時、宣帝、武帝の故事に循い、名儒俊材を招選して左右に置く。（卷三六・楚元王傳附劉向傳）

とあることから窺えるのだが、この俊才の中から、宣帝以降丞相・御史大夫に就位するものが現われてくる。霍光死後、内朝官を經由した丞相就位者を列擧すれば以下のとおりである（いずれも本傳による）。

(1) 韋賢　博士・給事中　（卷七三）
(2) 魏相　御史大夫・給事中　（卷七四）
(3) 丙吉　光祿大夫・給事中　（卷七四）
(4) 匡衡　博士・給事中　（卷八一）
(5) 王商　諸曹・侍中・中郎將　（卷八二）

(6) 張禹　諸吏・光祿大夫・給事中　（卷八一）
(7) 孔光　諸吏・光祿大夫・給事中　（卷八一）
(8) 平當　太中大夫・給事中　（卷七一）

これらの人物は、その才能・人格を認められて内朝官に登用されたものである。(2)の魏相は、霍光没後に親政の回復をはかる宣帝にとって是非とも側近に置きたい人物であったろうし、(5)の王商は、出身は外戚であるけれども「行ないは以て羣臣を厲ますべく、義は以て風俗を厚くするに足る」という人格のゆえに拔擢されて内朝官となった。また(7)の孔光は「周密謹愼にして未だ嘗て過ち有らざる」ために諸吏を加官されている。また、右に擧げた例のほとんどが給事中を加官されていることも注目すべきである。先に見たように、給事中は「顧問應對」の官であり、彼らが何を期待されて内朝に登用されたかが窺えるであろう。

こうした内朝官の類型をいま俊才型と呼ぶことにする。かかる類型は、武帝の側近官僚群にも共通するものであるから、俊才型の内朝官は萠芽的段階の内朝の性格を繼承したものということができる。さらにここから丞相就位者がでるということは、俊才型で構成される内朝が一種の「貯才の地」としての性格を有したことを物語るであろう。

では、俊才型を除いた内朝官にはどのような性格が見られるであろうか。この範疇に含まれるのは、外戚・寵臣・功臣の子弟などである。彼らは俊才型の内朝官とは違って、個人の才能・人格のゆえに登用され近侍したわけではなく、その登用は、血縁關係や寵愛といった皇帝との親近性に專ら由來するものである。いま、かかる外戚等で構成される内朝官群を顯貴集團と呼ぶこととし、以下その性格と政治史上における意義を檢討していこう。

この顯貴集團のトップに位置する者は、將軍號に大司馬を冠した職を帶びるのが通例である。宣帝の親政開始以降に「大司馬＋將軍號」の地位にあったものを列擧しておく（百官表に據る）。なお、大司馬に將軍號が伴わない例もあるが、これは大司馬が三公の官として獨立し將軍號から切り離されたために生じた事態であり、[22] 行論の都合上一括して揭げるこ

ととする。※を附したものは外戚である。

宣帝
(1) 大司馬衛將軍　張安世
(2) 大司馬車騎將軍　韓增

元帝
※(3) 大司馬車騎將軍　許延壽
※(4) 大司馬車騎將軍　史高
※(5) 大司馬車騎將軍　王接
※(6) 大司馬車騎將軍　許嘉

成帝
※(7) 大司馬大將軍　王鳳
※(8) 大司馬車騎將軍　王音
※(9) 大司馬衛將軍　王商（後、大司馬大將軍となる）
※(10) 大司馬票騎將軍　王根（後、將軍號を去り大司馬となる）
※(11) 大司馬　王莽

哀帝
(12) 大司馬　師丹
※(13) 大司馬　傅喜
※(14) 大司馬衛將軍　丁明（後、大司馬票騎將軍となる）
※(15) 大司馬衛將軍　傅晏
(16) 大司馬車騎將軍　韋賞
(17) 大司馬衛將軍　董賢（後、將軍號を去り大司馬となる）

平帝
※(18) 大司馬　王莽

一見して明らかなように、「大司馬＋將軍號」の地位にあるものはほとんどが外戚である。

ところで、この「大司馬＋將軍號」は史書に輔政者のつくべき地位と意識されていたものである。例えば、宣帝期の(3)では「宣帝以延壽爲大司馬車騎將軍輔政」、元帝期の(4)では「將軍以親戚輔政」、成帝期の(7)では「時帝舅大將軍王鳳以外戚輔政」、哀帝期の(14)では「明爲大司馬票騎將軍輔政」とあるごとく、どの時代でも言えることである。逆にこの地位にあることが輔政者たる要件であることが次の記事から窺える。

（大司馬衞將軍王）商薨ず。……紅陽侯（王）立、次いで當に政を輔くべきに、罪過有り。……上乃ち立を廢して光祿勳・曲陽侯（王）根を用て大司馬票騎將軍と爲す。（卷九八・元后傳）

王商のあとを承けて輔政にあたるべしと考えられた王立の就くべき地位は「大司馬＋將軍號」であったろうし、それは立に代わった根が大司馬票騎將軍となったことからも裏付けられる。

この輔政の任に就いた者はそれ以前に內朝官として側近に奉侍した經歷を持つものが少なくない。先に列擧した(1)〜(18)の內、外戚の場合を取り出して示しておく。

(3) 許延壽　侍中・光祿大夫　（卷八・宣帝紀　元康元年三月）
(4) 史高　侍中　（卷一八・外戚恩澤侯表）
(5) 王接　侍中・衞尉　（百官表　永光元年）
(6) 許嘉　中常侍　（卷九・元帝紀　初元元年三月）
(7) 王鳳　侍中・衞尉　（卷一〇・成帝紀　竟寧元年六月）
(8) 王音　侍中・中郎將　（百官表　河平三年）
(11) 王莽　騎都尉・光祿大夫・侍中　（卷九九上・王莽傳上）
(13) 傅喜　侍中・衞尉　（卷七五・李尋傳）

彼らがすべて侍中・中常侍を帯びていることは、俊才型の内朝官が多く給事中を加官されていたこととは對照的であり、侍中・中常侍を加官されるものと給事中を加官されるものとの區別が生じていることが窺える。

さらに注目したいのは(4)と(7)である。(4)の史高は霍氏誅滅の時點から侍中として宣帝に近侍しており、宣帝の遺詔を受けて大司馬車騎將軍となって輔政の任についた。(7)の王鳳は元帝の建昭三年(前三六)から侍中・衞尉となり内朝に奉侍したのち、成帝の卽位と同時に大司馬大將軍となり輔政にあった。先帝の崩御・新帝の卽位に伴って輔政の任についたこの兩者は、ともにそれ以前からすでに内朝に奉侍していたわけである。かかる現象は、それが意圖的であるか否かは別として、次期輔政者が現内朝内にすでに準備されていたことを意味し、これが結果的には新帝卽位時の輔翼體制形成の一助になったと考えることは許されるであろう。

なお、哀帝卽位時にはやや特殊な事情がある。そもそも哀帝は、成帝に後嗣がなかったため定陶王から入って皇太子に立てられたのであり、成帝の皇后趙氏の弟趙欽は侍中・光祿大夫としてすでに内朝に奉侍しており、元帝・成帝卽位の例に從えば彼が輔政の任に就いてもよさそうなものだが、實際に輔政にあたったのは哀帝の祖母一族傅氏と生母の一族丁氏であり(⒀・⒁・⒂)、趙欽はやがて罪を得て官を免ぜられることになる。こうした哀帝卽位時の事情は、輔政の任に就く者に皇帝との強い血緣關係が要求されることを示している。それゆえに、王莽も一時下野せざるを得なかったのである。

皇帝との親近性の強弱の問題について今一つ附け加えるべきことがある。それは皇太后の存在である。(4)の史高の大司馬車騎將軍就位は宣帝の遺詔によるものであり、それによって彼の輔政は正當化されていたと考えられるから今は措く。しかし、(7)の王鳳の場合はそうではない。すでに大司馬車騎將軍となっていた(6)の許嘉がいるからである。許嘉は成帝の最初の皇后許氏の父で、同時に宣帝の皇后許氏つまり元帝の母の一族であって、(3)の許延壽は許嘉の父にあたる。王鳳は、元帝の皇后であり成帝の母である元后の兄である。すなわち成帝卽位の時點で、祖母の一族許氏と母の一族王氏とが

ともに存在していたわけである。結果的に實權は、先の一覽で明らかなように王氏が掌握していくのだが、この際に、成帝との血縁關係の強弱に加えて母后である皇太后の存在が影響を與えたことは推測されてよい。漢代を通じて皇太后は常に大きな權威を持って政治に關與しうる可能性を有し、特に皇帝卽位當初にそれが顯在化することが多いからである。(23)

以上、顯貴集團のトップに立つ輔政者が、皇帝と強い親近性を持つことをみてきたが、ここで顯貴集團そのものに立ち返って考察を進めよう。

外戚らで形成される內朝の顯貴集團には、先に見た俊才型の內朝官とは決定的に異なる點がある。それは霍氏政權の際にも述べたが、彼らが內朝の內部に血緣的紐帶を持ち込みうるという點である。王鳳の一族について見れば、王音は侍中・中郎將(8)、王莽は侍中・光祿大夫(11)となっていた。さらに王崇は散騎・光祿大夫(卷一八・外戚恩澤侯表 安成共侯崇)、元后の同母弟荀參は侍中・水衡都尉(卷九八・元后傳)に就いており、「王氏の子弟、皆な卿大夫・侍中・諸曹」(同上)となって內朝に奉侍している。また哀帝期の傅氏については

鄭氏(傅太后の同母弟の一族)・傅氏の侯たる者凡そ六人、大司馬二人、九卿・二千石六人、侍中・諸曹十餘人。(卷九七下・孝元傅昭儀傳)

とあり、丁氏についても

丁氏の侯たる者凡そ二人、大司馬一人、將軍・九卿・二千石六人、侍中・諸曹亦た十餘人。(卷九七下・定陶丁姬傳)

とあって、いずれも多數の內朝就官者を出している。

このように內朝の內部に一つの血緣集團が生み出されるわけであり、この集團は內朝就官者が相互に結びつくのみならず、その血緣集團のリーダーとして「大司馬+將軍號」を帶びて輔政の任にある者に統率され、時には皇太后の權威をも背景としていた。かかる集團が強固に團結した場合、いかに強大な權威を振るいうるかは霍氏政權の例を想起すればよかろう。また、王鳳が大司馬大將軍となった時點では、史丹の子九人も侍中・諸曹となって內朝に奉侍していたのだが、史

氏が王氏輔政期の政治史上になんら足跡を殘さなかったのは、輔政の任が王氏に獨占されこれと血緣的に結びついた王氏の顯貴集團に威壓され對抗できなかった故ではないかと推測される。

さて、以上の考察は、內朝において俊才型內朝官と顯貴集團とが併存することを指摘し、さらに顯貴集團についてはそのトップに立つ輔政者を含めた血緣的紐帶を中心にしてきた。ここで新たに內朝の官僚機構上の意義が問われねばならない。武帝的側近官僚群の性格を繼承する俊才型內朝官は「顧問應對を掌る」ことで皇帝支配を輔翼していたと考えられるが、では顯貴集團は如何なる輔翼機能を有したのであろうか。輔政の任とは結局何を輔翼するものなのであろうか。この問題は、畢竟前漢後半における政治構造の中で、外戚が占める位置を明らかにすることに他ならない。

三　前漢後半期の官僚機構と外戚の輔政

まずはじめに、霍氏政權誅滅後の政權中樞部の推移を概觀しておく。

親政を開始した宣帝は、內朝官として自らの外戚を登用した。史氏・王氏・許氏などがそれである。さらに宣帝は自ら「尙書の事を省る」（卷七四・丙吉傳）とあるように上奏を直接把握しようとした。これに伴って重要性を增すのが中書宦官である。宣帝期には上奏の取り次ぎを行なうに過ぎなかった中書宦官は、元帝が卽位し宦官石顯を重用すると、その權勢は外戚をも威壓するにいたり、蕭望之・周堪らの舊臣もついに石顯を斥けることはできなかった。他の官僚との接觸を切斷するという制度的缺陷を露呈するに至っても、なお元帝との信任關係が維持されている限り中書宦官の權力を奪うことは困難だったからである。成帝が卽位すると、事情は一變する。石顯が失脚し、かわって尙書が擡頭してくる。成帝期に令—僕射—列曹尙書の統屬關係が確立され、同時に列曹尙書閒の職務分掌も明確となった尙書は、後漢初期には完全に國政の中樞として機能し、一方丞相・御史大夫らは三公として名譽職化していく。

以上のような流れの中で、內朝が注目すべき機能を擔うようになる。「中朝者の議」がそれである。(24)「中朝者の議」が

史料に初出するのは成帝期のことである。丞相の掾史が司隷校尉を督察するのは理にもとるとして司隷校尉が丞相を彈劾した際に

司隷校尉涓勳奏して言えらく……願わくは中朝の特進列侯・將軍以下に下し、國の法度を正されよ、と。議者以爲えらく、丞相の掾は宜しく移書して司隷を督趣すべからず、と。（卷八四・翟方進傳）

とあるように、內朝官が集議して結論を下したというものである。案件が「中朝者の議」にとどまらず、廷尉詔獄にまで發展する例がある。哀帝の時、丞相朱博と御史大夫趙玄が、傅晏の旨を受けて高武侯傅喜を彈劾した際の事である。

A　上、傅太后の素より常に喜を怨むを知り、博・玄、指を受くるならんと疑い、卽ち玄を召して尙書に詣らしめ狀を問う。玄、辭服す。

B　左將軍彭宣に詔ありて、中朝者と雜問せしむ。

C　宣ら劾奏すらく、……博、左道を執り、上の恩を虧損し、以て信を貴戚に結び、君に背き臣に嚮い、政治を傾亂す。臣たりて不忠不道なり。玄、博の言う所法に非ざるを知るも、義を枉げて附從す。大不敬なり。晏、博と喜を免ずることを議す。禮を失し不敬なり。臣請うらくは、謁者に詔して博・玄・晏を召して、廷尉詔獄に詣らしめよ、と。

D　制して曰く、將軍・中二千石・二千石・諸大夫・博士・議郎と議せよ、と。

E　右將軍嶠望ら四十四人以爲えらく、宣らの言の如く許すべし、と。諫大夫龔勝ら十四人以爲えらく、……宜しく博・玄と同罪たるべし。罪は皆な不道なり、と。

F　上、玄の罪三等を減じ、晏の戶四分の一を削り、謁者に節を假し廷尉詔獄に至らしむ。博自殺し國除かる。（卷八三・朱博傳、便宜上分節して引用した）

傅喜への劾奏に對し、疑問をもった皇帝はまずA尙書によって事實關係を確認し、B次いで「中朝者の議」を開かせる。

ここでの結論Cは、罪名の確定と廷尉詔獄への收監であったが、これは一度皇帝に上奏された。これを受けて皇帝はD將軍・公卿以下の雜議を開かせ、そこで處理を議論させる。雜議での結論Eはたとえ見解の一致を見なくてもそのまま皇帝に上奏され、F最終的に皇帝が量刑して決定を下す。つまりA尚書問狀→B中朝者の議→D公卿雜議→F裁下という手順を踏むわけである。同樣の例が丞相王嘉の場合にも見られる。王嘉は免官された廷尉梁相を推擧したことで哀帝の怒りをかい、A尚書に詣って責問された上で、B中朝者の議に下され、そこでの結論を受けてD票騎將軍以下の公卿雜議が開かれ、F最終的に皇帝の判斷が下されて廷尉詔獄に詣らしめている（卷八六・王嘉傳）。また同じく哀帝の時、大司空師丹は、奏事を漏泄したことで中朝者の議にかけられ、廷尉に下されて策免されている（卷八六・師丹傳）。

以上四例に共通するのは、丞相・御史大夫（大司空は御史大夫に相當する）の非違を審議し、その處罰・取扱いを皇帝に上申している點である。もちろん、この上申はあくまでも議論のたたき臺にとどまる場合もあるのであって、ただちにこれに基づく決定が爲されたとするのは誤りである。しかし、Bの中朝者の議に參加した者は、その本官によってDの公卿雜議にも參加しうるのであり、中朝者の議の決定は、大きく言えば國家の意志決定にきわめて重大な意味をもつということができる。さらに、中朝者の議が意志決定の段階の一つのステップとして完全に組み込まれていること、その前段階で尚書が關與していることは、官僚機構の中で內朝が尚書とともに皇帝の輔翼機能を分かち合っていることの一つの證左となりえよう。

ここで、內朝が擔うようになった機能を踏まえつつ、今一度中樞機構での變遷を振返ってみると、そこに一つの一貫した流れがあるように思われる。從來前漢後半の皇帝權力は、外戚政權によって或いは儒教的理念によって相對化されていくと考えられてきた。(25) しかしながら、純粹に官僚機構獨自の論理で中樞機構での變遷をながめると、逆に皇帝獨裁體制への絶えざる志向を見出すことも可能なのである。いったい、武帝の側近官創出、宣帝の中書宦官登用、成帝の尚書機能強化といった一連の施策は、それぞれの混亂した政治史を背景に一見錯綜した印象を與えはする。しかし、それも結局は皇

帝獨裁體制を志向する大きな變遷過程での試行錯誤にほかならないのではないか。

以上の見通しに大過ないとすれば、かかる皇帝獨裁體制への志向は、同時にまた官僚機構に對する統御管理を究極的に皇帝一身に負わせるような機構への移行を必然的に隨伴するであろう。この統御管理を負わされた皇帝の姿は「每旦朝を視、日仄きて乃ち罷む。數しば公卿・郎・將を引き、經理を講論し、夜分に乃ち寐ぬ」（『後漢書』光武帝紀下）という光武帝の姿に如實に示されている。かかる統御管理を皇帝が現實に個人として行ないうるか否かは結局皇帝の個人的力量如何にかかってくるのであり、その力量が及ばない事態が招來した場合は、それを輔翼するものが必要となってくる。それが輔政の任にあるものの輔翼機能ではなかろうか。皇帝權力の延長として官僚機構を統御していく上で、血緣的紐帶で結ばれた顯貴集團を從え、皇帝との強い親近性を持つことはその輔翼の必須條件であり、だからこそ外戚が輔政者として常に求められるのではなかろうか。そう考えられるならば、前漢後半期に立ち現われる外戚政權は、漢代の官僚機構が成熟する過程で必然的に生じた一種の副產物といえるであろう。

むすびにかえて

最後に、外戚と兵權の關係について若干附言してむすびとしたい。

前漢を通して外戚の存在形態をみていくと、一貫して外戚が將軍號を帶びて兵權を委ねられていることが分かる。[26] 彼らへの兵權委任にはその時代の政治狀況によってさまざまな意味があるが、いずれにせよ、皇帝權の重要な一部である兵權を親近者に委ねることは十分うなずけることである。ただし、親近者といっても、漢初以來の政治史をながめれば分かるように、父系の親近者すなわち諸侯王以下は、武帝時代まで皇帝の重大な脅威でありつづけた[27]から、兵權を委ねる親近者とはもっぱら母系すなわち外戚をさすことになろう。霍氏政權以降、將軍は外征など軍事行動の有無にかかわらず常置されるにいたり、この常置將軍の一人が大司馬を冠されて輔政の任にあたるわけである。このように、輔政の任と兵權が結

びつくことは、輔政者に、皇帝との親近性とはまた別の實體的裏付けを與えることになり、輔政の遂行を容易ならしめたであろう。霍光が強大な軍事力を背景に十分過ぎるほど輔翼機能を果したことを想起すれば、輔政の任にあるものに將軍號が付與されるのは、その輔翼機能の強化という目的もあったのであり、兵權を委ねる對象として外戚が最も適合的である以上、外戚が輔政の任に就くことは二重の意味で適合的現象だったのである。

ところでかかる輔政の任は、後漢にはいると一時消滅してしまう。これは尚書が國政擔當機關化することで皇帝獨裁體制が一應の完成を示すことと無緣ではない。尚書を中心とするヒエラルヒッシュな官僚機構が出現してくると當然補完の必要性が減少していくであろう。後漢の初期に外戚の專權が見られないのはこのためである。後漢中期以降に再び外戚政權が連續して立ち現われてくるが、それが本稿でとりあげた前漢後半期の外戚と同質なものなのか否か、また前漢のように輔翼機能を果したならば、それは如何なる性格のものなのかといった問題は、當該時期の官僚機構の分析を俟って改めて問われるべきものであろう。

註

（1）東氏の論考には、以下のものがある。
東a「後漢初期における皇帝支配と外戚・諸王」（『名古屋大學東洋史研究報告』3、一九七五年）。
東b「班固と竇氏―後漢外戚政治成立の一斷面―」（『名古屋大學東洋史研究報告』6、一九八〇年）。
東c「後漢中期政治史試論―鄧氏專權を中心に―」（『愛媛大學教育學部紀要　第Ⅱ部　人文・社會科學』第十七卷、一九八五年）。
東d「漢代の貴戚に關する覺書」（『愛媛大學教育學部紀要　第Ⅱ部　人文・社會科學』第十四卷、一九八二年）。

（2）たとえば、文帝の外戚薄昭、景帝の外戚竇嬰、武帝期の田蚡・衞青・霍去病などは、將軍號を帶びて政治史上に重要な役割を果すが、その活動はあくまでも個人的なものに局限されている。

（3）勞榦「論漢代的內朝與外朝」（『國立中央研究院歷史語言研究所集刊』第一三本、一九四八年。同氏著『勞榦學術論文集』甲編上册所收、五四七頁、一九七六年、藝文印書館）。

（4）增淵龍夫「漢代における國家秩序の構造と官僚」（『一橋論叢』第二八卷第四號、一九五二年。同氏著『中國古代の社會と國家』所收、二三二頁、一九六〇年、弘文堂）。

(5) 西嶋定生「武帝の死」(『古代史講座』第一一巻所收、一五八頁、一九六五年。同氏著『中國古代國家と東アジア世界』所收、一九三頁、一九八三年、東京大學出版會)。

(6) (註1)東d。

(7) 冨田健之「前漢武帝期以降における政治構造の一考察—いわゆる内朝の理解をめぐって—」(『九州大學東洋史論集』9、一九八一年)、および「内朝と外朝—漢朝政治構造の基礎的考察」(『新潟大學教育學部紀要』第二七巻第二號人文・社會科學編、一九八六年)。

(8) 『漢書刊誤』(『漢書補注』所引)。

(9) 『三史拾遺』(『漢書補注』所引)。

(10) 巻八六・師丹傳「數月、復以光祿大夫給事中、由是爲少府・光祿勳・侍中、甚見尊重。」また巻八五・谷永傳「明年、徵永爲太中大夫、遷光祿大夫・給事中。」

(11) 百官表・太尉の條「元狩四年初置大司馬、以冠將軍之號。宣帝地節三年置大司馬、不冠將軍、亦無印綬官屬。成帝綏和元年初賜大司馬金印紫綬、置官屬、祿比丞相、去將軍。哀帝建平二年復去大司馬印綬・官屬、冠將軍如故。元壽二年復賜大司馬印綬、置官屬、去將軍、位在司徒上。有長史、秩千石。」

なお、大庭脩氏は武帝が大司馬を置いたのは「衞青が戰功が振るわぬのに霍去病が大功を立てたため、兩將軍を等しなみに扱うために創り出された制度であった」と考えられている。從うべきであろう。「前漢の將軍」(『東洋史研究』第二六巻第四號、一九六八年。同氏著『秦漢法制史の研究』所收、四〇〇頁、一九八二年、創文社)參照。

(12) 『太平御覽』巻二一九職官部一七・侍中の條に引く『漢官儀』。

(13) 百官表「侍中・左右曹……皆加官」の條の注に「應劭曰、入侍天子、故曰侍中。」とみえ、『太平御覽』巻二一九職官部一七・侍中の條所引『漢舊儀』に「侍中、左右近臣」とみえる。

(14) 『初學記』巻一二・給事中「漢儀注、給事中、日上朝謁、平尚書奏事、以有事殿内故曰給事中」。『通典』巻二一職官三侍中の條「諸給事中、日上朝謁、平尚書奏事、分爲左右曹、以有事殿内故曰給事中」。『太平御覽』巻二二一職官部一九・給事中「漢儀注曰、諸給事中、日上朝謁、平尚書奏事、分爲左右、以有事殿内故曰給事中、多名儒國親爲之、掌左右顧問」。

(15) 孫星衍校輯『漢官六種』による。

(16) 同右。

(17) 註(9)。

(18) 註(7)。

(19) 冨田氏の内朝理解は、霍氏政權を念頭において外朝に對する内朝の優位を説く通説を批判するもので、その結果霍氏政權を特殊化してしまった觀がある。

(20) 註(5)。

(21) これに加えて「領尚書事」として國政の樞機を握ったことも擧げられるが、「領尚書事」については、特に霍氏政權誅滅以後の機能がはっきりしないため、本稿では觸れないこと

にする。

(22) 註(11)。

(23) 皇太后の政治關與の最たるものが「臨朝稱制」であるが、「臨朝稱制」以外にも皇太后の政治關與は可能であった。霍光による昌邑王賀の廢位は、皇太后上官氏の詔によって正當化されており、また武帝卽位當初には文帝の皇后竇氏が存命して、國政運營が竇太后に大きく制約されたことがある。卷五二・田蚡傳「(竇)太后好黃老言、而(竇)嬰・(田)蚡・趙綰等務隆推儒術、貶道家言、是以竇太后滋不說。二年、御史大夫趙綰請毋奏事東宮。竇太后大怒曰、此欲復爲新垣平邪。乃罷逐趙綰・王臧、而免丞嬰・太尉蚡、以柏至侯許昌爲丞相、武彊侯莊青翟爲御史大夫。嬰・蚡以侯家居。」

(24) 「中朝者の議」も含めた集議については、永田英正「漢代の集議について」(『東方學報』京都第四三册、一九七二年)參照。

(25) 東氏も「絕對化された皇帝權の相對化が進行する昭帝期以降」として、この相對化を認めた上で、「貴戚政」の位置付けを試みようとしている。註(1)東d。

(26) 註(11)大庭論文參照。

(27) 鎌田重雄「漢朝の王國抑損策」(『日本大學世田谷敎養部紀要』第六號、一九五七年。同氏著『秦漢政治制度の研究』所收、一八八頁、一九六二年、日本學術振興會)參照。

King Kasil 嘉悉王 of Taegaya was the person behind the formation of this league. He established diplomatic relations with the Southern Qi dynasty, and created the kayago, modelling it on the zheng 箏 of the Southern Qi. He then summoned Ulŭk, who was from one of the League's member states, and commanded him to compose some music. Folk songs etc. of all the member states were collected and based on these, the twelve pieces of music were written. Since the names of the states were used in the titles of the music, we are able to determine the names of the League's member states. At the same time, since this music was one of the means used to create a unified league, we have come to understand that it also had a very strong political significance.

THE RELATIVES OF IMPERIAL CONSORTS AND THE BUREAUCRACY IN THE SECOND HALF OF THE FORMER HAN

FUJITA Takao

In order to comprehend the political power of the relatives of imperial consorts 外戚 which emerges in the second half of the Former Han, it is indispensable to examine the character and function of inner court 內朝 which is distinctive of the bureaucracy in the Former Han period.

The officials of this inner coterie maintain their original character as the attendants close to the emperor, which was bestowed upon them in Wu-ti 武帝 era. The inner court is characterized by undifferentiated official duties and absence of hierarchical order. The members of inner court consist of two types of officials: one type is those who have a promising talent and the other is those who have close relationship to the emperor, namely the nobility. The noble group is supervised by one of the relatives of imperial consorts who has both titles of Commander-in-chief 大司馬 and General 將軍. He brings the ties of blood into the inner court which served the emperor individually in its origin.

As the bureaucracy develops for the dictatorship of the emperor, the

inner court begins to support emperor's control over the administrative machinery, and an assistance of Commander-in-chief is needed in the course of maturity of the Han administration. The political power of the relatives of imperial consorts is essential for the bureaucracy in the Han period.